



## 令和5年度茨城県看護師等修学資金制度のご案内

### 1 茨城県看護師等修学資金制度

この制度は、茨城県の保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」といいます。）の確保及び質の向上を図るため、看護職員の養成施設の在籍者等であって、将来茨城県内の看護職員不足地域にある医療機関等において看護職員としての業務に従事しようとする方に対して修学資金を貸与するものです。

### 2 対象者要件

保健師、助産師、看護師若しくは准看護師の養成施設に在籍する方等で、**将来茨城県内の看護職員不足地域にある医療機関等において、看護職員としての業務に従事しようとする方**

#### 【看護職員不足地域】

##### (1) 常陸太田・ひたちなか保健医療圏

常陸太田市・ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・東海村・大子町

##### (2) 鹿行保健医療圏

鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市

##### (3) 取手・竜ヶ崎保健医療圏

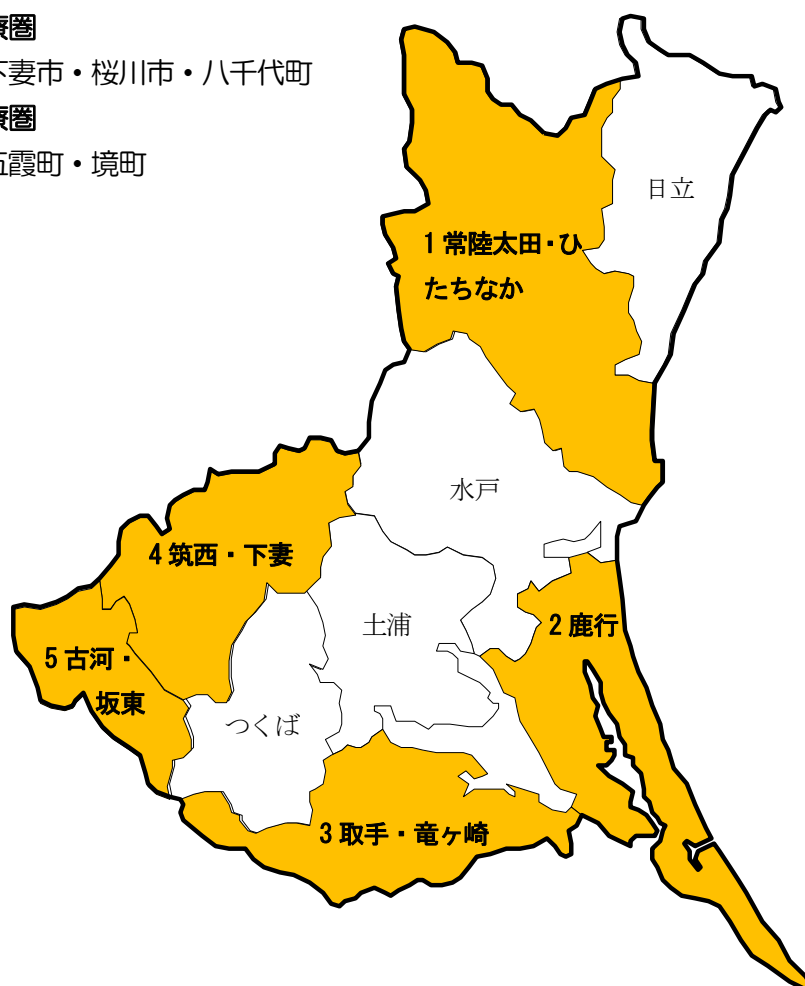
龍ヶ崎市、取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・美浦村・阿見町・河内町・利根町

##### (4) 筑西・下妻保健医療圏

結城市・筑西市・下妻市・桜川市・八千代町

##### (5) 古河・坂東保健医療圏

坂東市・古河市・五霞町・境町



## 【医療機関等】

- (1) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所  
※ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、診療所として取り扱います。
- (2) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- (3) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- (4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において看護師を置くこととされている事業所（主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所等）
- (5) 母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センター（助産師の業務に従事する場合に限る。）
- (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (7) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (8) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所（訪問看護事業所等）
- (9) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所（介護予防訪問看護事業所等）

## 3 貸与手続（全て養成施設を経由して行います。）

### (1) 貸与希望調査に対する回答

修学資金の貸与を希望する方は、年度当初に行う貸与希望調査において、貸与を希望する旨意思表示してください（希望者の全てが貸与を受けられるわけではありません。）。

### (2) 貸与の申請

養成施設の推薦を受けた貸与希望者は、次の書類を提出してください。

- ① 修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 養成施設の長の推薦書
- ③ 住民票（県外住所の方のみ。県内に住所がある方は必要ありません。）

貸与申請書等を受理した後、審査の上、修学資金貸与の適否を決定し、養成施設に結果をお知らせいたします。

### (3) 貸与契約書の締結

貸与が決定した方は、貸与契約書の内容を確認の上、署名押印して提出してください（2部）。

なお、契約に当たっては、**連帯保証人2名**が必要になります。連帯保証人は、修学資金貸与期間中及び返還免除に必要な期間が満了するまで、貸与を受けた者と同等の義務を負うことを考慮の上、お選びください。

連帯保証人の要件は、次のとおりです。

- ① 独立の生計を営むものであること。
- ② 2名のうち、1名は原則として茨城県内に住所を有するものであること。
- ③ 申請者が未成年の場合（基準日：4月1日）は、1名は法定代理人（両親のいずれか）とすることが望ましいこと。

★貸与契約書の作成に当たっては、連帯保証人による署名及び実印による押印が必要です。併せて、印鑑登録証明書の添付も必要となりますので、あらかじめご了承ください。

#### 4 貸与金額

次の貸与額を、原則として年4回に分けて交付します。

区分		月額	年額
保健師・助産師 看護師養成施設	国公立等	32,000円	384,000円
	私立	36,000円	432,000円
准看護師養成施設	国公立等	15,000円	180,000円
	私立	21,000円	252,000円
修士課程		83,000円	996,000円

#### 5 貸与期間

貸与契約に定められた月から養成施設を卒業するまでの期間（ただし、正規の修業年数に限り  
ます。）貸与を受けることができます。ただし、毎年「3」の手続が必要になります。

#### 6 返還

##### (1) 返還債務の発生

卒業と同時に返還債務が発生します。「7」の返還債務の猶予に該当しない場合、または該  
当しないと認められる場合、その手続がない場合は、修学資金を返還していただくこととなり  
ます。

##### (2) 返還債務の額

貸与金額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合わせて返還していただきます。

【返還の目安額】

（単位：円）

貸与区分		貸与総額	利息	返還額	
保健師 看護師	2年課程 （全日制・通信制）	国公立等	768,000	73,326	841,326
		私立	864,000	82,490	946,490
	3年課程 2年課程（定時制）	国公立等	1,152,000	167,589	1,319,589
		私立	1,296,000	188,535	1,484,535
看護師（大学）		国公立等	1,536,000	300,330	1,836,330
		私立	1,728,000	337,869	2,065,869
助産師		国公立等	384,000	17,463	401,463
准看護師		国公立等	360,000	34,368	394,368
		私立	504,000	48,116	552,116
修士課程		1,992,000	190,192	2,182,192	

※ 利息については、修学資金の交付日により多少の変動があります

##### (3) 返還方法

一括払い、年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で、最長でも貸与を受けた期間と同じ期間  
内に返還していただきます。

#### 7 返還債務の猶予

「2」の看護職員不足地域にある医療機関等で看護職員として従事している場合や看護関係の  
学校に進学した場合は、返還猶予申請をすることにより、返還を猶予されます。

一旦返還を開始しても、返還中に看護職員不足地域にある医療機関等で再就業すれば、就業期  
間中は返還債務が履行猶予となります。この場合、看護職員不足地域にある医療機関等での就業  
期間（累計）が貸与期間の2.5倍に達すれば、返還債務が免除となります。

## 8 返還債務の免除

養成施設を卒業後、すぐに看護職員の免許を取得し、「2」の看護職員不足地域にある医療機関等において、看護職員として従事し、返還債務の猶予手続を行って、引き続き(=中断が暦上で1月未満)その従事期間が5年に達したときは、貸与を受けた修学資金及び利息の全額の返還を免除されます。

ただし、5年が経過する前に「7」の返還債務の猶予に該当しなくなった場合等は、「6」の返還が必要になりますので、ご注意ください。

## 9 お問い合わせ先

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL : 029-301-3151 (直通)

FAX : 029-301-3194

(看護師等修学資金担当まで)